

さ情審査答申第227号
令和4年11月18日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

令和4年5月20日付けで貴職から受けた、「令和3年1月18日（月）農業環境整備課より提供を受けたコピー物、浦和南部土地改良、文蔵3丁目確定図番号73号公図、特定地番拡大図複製年月日、昭和52年3月、物の原図及び年、月、物（以下「本件対象行政情報」という。）の開示願います。開示請求者の調べでは、昭和37年～48年5月9日分までとなっていますが、誤りがあるかも。担当課の当時の資料の開示願います。」の開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和3年12月27日付け経農農環第1904号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、確定図73号複製昭和52年3月の原本及び年、月、日、寸法記入物全部の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書、口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

- (1) 実施機関が開示決定した物の複製は、既に実施機関において開示提供物で、昭和52年3月複製図であって、原図は平成8年当時あったと、令和3年2月16日原本の提供求めたが現在はないと拒否、以後再度求め相談しているがないと、図面の作製は旧浦和市土木監理課の作製物、書

類は保管されていると思います。

実施機関は条例の適用を誤っていると考えます。

- (2) 農業環境整備課では、当該資料が不存在であるため、引継ぎ元の建設局南部建設事務所土木管理課に問い合わせを行ったところ、不存在の回答を得たという。
- (3) 請求者が考えるには、第18条2項1に読み替えて適用する法第14条4号【解釈】2にしたがって、過去の開示請求では不開示とされた個人情報であっても、その後の事情の変化によって改めて開示請求があった場合には開示されることもあります。
- (4) 請求者は、不存在とは原本は存在するが見当たらないため、一時不存在としたものと考えます。改めて開示請求があった場合には開示されることもあります。
- (5) 原図がないとすれば、行政文書には保存、廃棄、期日を記入したものがあられると思います。書面の開示を願います。
- (6) 行政は一般開示提供について相談質問されると、苦情と受取り拒否するが、相談質問の受付はできないのか。
- (7) 今回の請求は図面の間違いを求めている訳ではなく、複製と明記があり、原図の開示を求めたもので、それ以外なものもない。
- (8) 請求人は原図を見たことはないが、市職員から当該原図があると聞いた。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

1 本件処分内容及び理由

令和3年12月14日付けで、審査請求人より、「令和3年1月18日(月)農業環境整備課より提供を受けたコピー物、浦和南部土地改良、文蔵3丁目確定図番号73号公図、特定地番拡大図複製年月日、昭和52年3月、物の原図及び年、月、物の開示願います。開示請求者の調べでは昭和37年～48年5月9日分までとなっていますが、誤りがあるかも。担当課の当時の資料の開示願います。」について、行政情報開示請求書が提出された。

農業環境整備課では、平成26年1月に、土地改良事業及び耕地整理事業における画地確定図(換地図)等の図面について、参考資料として建設局南部建設事務所土木管理課が保管しているものについて、土木総務課経由で図面(PDFファイル)を引き継いだ。

審査請求人が求めている資料は、引き継いだ図面の原図等であるため、農業環境整備課では、当該資料が不存在である。

引継ぎ元の建設局南部建設事務所土木管理課に問い合わせを行ったところ、不存在の回答を得たことから、不開示決定として開示請求者に回答した。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は「図面の作製は浦和市土木監理課であり、作製物書類は保管されている」と主張している。

農業環境整備課では、上記1で述べた通り、当該資料は不存在であり、浦和市土木監理課の業務を引き継いでいる南部建設事務所土木管理課に問い合わせを行い、当該資料が不存在と回答を得たことから、不開示としたものである。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が令和3年12月14日に開示請求を行った「令和3年1月18日（月）農業環境整備課より提供を受けたコピー物、浦和南部土地改良、文蔵3丁目確定図番号73号公図、特定地番拡大図複製年月日、昭和52年3月、物の原図及び年、月、物」である。

実施機関は、本件開示請求に対して、当該行政情報は存在しない旨の決定を行ったところ、審査請求人は本件対象行政情報の全部開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

当該審査請求の内容は、実施機関から審査請求人に情報提供された複製年月を昭和52年3月と記された確定図番号73号の複製図（コピー物）の原図の開示を求めるものである。審査請求人は平成8年までは当該原図が存在していたと主張する。平成8年は審査請求人の所有土地に係る地積測量が行われ、その際に原図が存在したとの主張であるが、当審査会における質疑の中で審査請求人は当該原図を実際には見ていない、当該原図があると聞いたと述べる。

以下に、審査請求人の言う複製図と原図について考察する。

- (1) 「複製」が何を意味するのか不明であるが、審査請求人は行政情報開示請求書の、開示請求に係る行政情報の名称又は内容の欄の記述において、「物の原図及び年、月、物」は「昭和37年～48年5月9日までとなっています」としている。これは審査請求人の調べでは、情報提供された複製物の元となっている原図がその期間に作成されたものであることを審査請求人が考えているものと推察できる。
- (2) 浦和南部土地改良区によって行われた土地改良事業及び耕地整理事業の成果は浦和市（現在のさいたま市）に引き継がれ、浦和市では道路境界確定及び道路台帳作成業務に当たっている。

この間、浦和南部土地改良区における土地改良事業及び耕地整理事業の関係図面は、浦和市建設部監理課、さいたま市建設局南部建設事務所土木管理課、さいたま市経済局農業政策部農業環境整備課へと保管が移っている。

- (3) 審査請求人が令和3年1月18日(月)に情報提供を受けた行政情報は上記さいたま市建設局南部建設事務所土木管理課で保管するものであったが、土地改良事業及び耕地整理事業における画地確定図(換地図)等の図面の一として上記さいたま市経済局農業政策部農業環境整備課に引き継がれたものである。
- (4) 以上の土地改良事業及び耕地整理事業から道路境界確定及び道路台帳作成業務への流れの中で行政情報が散逸してしまったと考えることはできず、また複製図に記載された「複製」の意味するところが不明であり原図がなければ複製がないとの審査請求人の主張も肯んじ得ない。
- (5) 実施機関は、関係書類を調査したが、原図と確認できるものは不存在であったと主張する。

以上の考察を踏まえて、本件対象行政情報について不存在と認めるのが相当である。

他に当該行政情報の存在を窺わせるものはなく、また審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和 4年 5月 24日	諮問の受理 (諮問第570号)
②	令和 4年 8月 4日	審議
③	令和 4年 9月 15日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 4年10月 20日	審査請求人からの意見聴取及び審議
⑤	令和 4年11月 15日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)